

デジならキャンペーン
デジタルツール導入支援業務委託仕様書

1. 事業名

デジならキャンペーンデジタルツール導入支援業務

2. 業務目的

労働力人口の減少、また、地域の人口減少も続く中で、県の今後の経済・産業の発展に向け、県内の小規模事業者等への確かつ迅速に支援する必要がある。小規模事業者等が取り組むオンライン対応強化等のデジタル化推進を目的として、デジならキャンペーン（以下「キャンペーン」という。）を活用したデジタル化支援に関するデジタルツール導入支援業務を実施する。

3. 定義

(1) デジタルツール

インターネットを通じてソフトウェアをユーザーに提供するサービスのことをいう。

(2) 専門家

専門家とは、受託者より派遣される IT・経営の専門家のことをいう。

(3) 協議会

協議会とは、奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会のことをいう。

(4) アプリ

アプリとは、奈良スーパーアプリ（※）のことをいう。

（※）行政手続のオンライン化・ペーパーレス化、各種支払のキャッシュレス化、県民ひとりひとりに合わせてカスタマイズされた情報提供の実現を目的として、salesforce 基盤上に構築された Web アプリであり、スマートフォンやパソコンなどで利用できる。機能としては、電子申請機能、施設予約機能、情報発信機能などがある。

4. 委託料

- (1) 本業務の委託上限額は金 9, 1 9 3, 6 7 0 円（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）とする。

内訳

事務局運営費 4, 9 9 3, 6 7 0 円

導入支援費 (上限) 4, 2 0 0, 0 0 0 円

- (2) デジタルツール導入支援費については、8. 業務内容等（導入支援）(3) ①の業務を完了した場合に 1 者あたり 6 0 千円を支払う。
- (3) 債権の発生は、本業務が全て完了し、協議会の検査により不備がないものと認められた時点とする。
- (4) キャンペーン期間中であっても次に定めるデジならキャンペーン補助金総額又は導入支援委託料総額に達した時点でキャンペーンを終了とする。

デジならキャンペーン補助金総額… 1 0, 5 0 0, 0 0 0 円

導入支援委託料総額

…4, 200, 000円

5. 契約期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

6. キャンペーン概要

- (1) 業務のデジタル化を検討する小規模事業者等を対象に、専門家が面談を行い、必要に応じて最適なデジタルツールを提案する。
- (2) 前項の面談を受けた県内小規模事業者を対象に、提案のあったデジタルツールの導入に要する経費の1/2（上限200千円）を補助する。（以下「補助金」という。）
- (3) 申請及び実績報告受付期間 令和7年6月30日～令和8年2月27日までを予定
※補助金については、別に定める。
- (4) 申請数（見込み）
面談 70件 内、交付申請 70件
変更交付申請 5件

7. 業務内容等（事務局運営）

(1) 事務局の設置運営

- ①本事業に関するホームページの公開（令和6年6月中旬）までに本事業を実施する事務局を設置し、設置場所は協議会と協議すること。なお、ホームページについては、7（5）に定める。
- ②事務局の開設期間は令和8年2月27日までとし、開設時間は午前9時から午後5時までとすること。
- ③人員配置にあたっては、申請受付期間中の問い合わせに対応することのできる人員を配置し、期間中の業務量の多寡を考慮した配置計画としつつ、申請の急増等に対応できる体制とすること。
- ④事務局運営業務内容全般を統括する統括責任者1名を常駐させること。
- ⑤事務局運営にあたり必要となる事務局運営マニュアルを協議会と協議の上作成し、関係者間で共有すること。

（マニュアル内容例）

- ・ 交付申請書及び実績報告書等、各書類の記入方法の申請者への助言
 - ・ 問い合わせ対応、苦情対応及びその内容にかかる報告書の作成
 - ・ その他、審査や問い合わせ対応等について必要な事務等
- ⑥事務局賃料、机・椅子・棚等の什器、パソコン、複合機、シュレッダー、電話及びインターネット回線使用料、光熱水費等の本事業実施に係る費用はすべて委託料の中で対応すること。
 - ⑦事務局を運営するにあたり、統括責任者による個人情報漏洩対策及び情報セキュリティ対策を講じること。

(2) キャンペーン利用者等からの問い合わせ対応

- ①電話及び問い合わせフォーム等による、制度内容、申請方法、審査状況、不備の修正方法等の問い合わせに関する回答や、キャンペーン利用者等への連絡が必要な場合の対応を実施すること。
- ②事務局開設期間中は、キャンペーン利用者等からの電話による問い合わせに対応するため、受託者が

専用ダイヤルを設けること。

- ③専用ダイヤルは、配置する人員に応じて複数回線を設け、問い合わせの急増に対応できる体制とすること。
- ④問い合わせ対応の期間及び時間については、事務局開設から令和8年2月27日までの土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（令和7年12月29日から令和8年1月3日）を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ⑤事務局開設時間外、問い合わせ対応時間外は、留守電メッセージにより業務実施時間についてアナウンスを行うこと。
- ⑥問い合わせ対応を行った場合は、対応記録表（様式任意）に内容を記載し、担当者間で適切な引継ぎができるものとし、協議会へ週ごとに報告を行うこと。
- ⑦問い合わせ対応で疑義が生じた場合は、協議会と協議の上で対応することとし、その協議は統括責任者が行うこと。

（3）申請及び実績報告受付、審査

- ①申請及び実績報告は原則として、アプリの電子申請機能を用いて受け付ける。申請がアプリによる方法により難しい場合は、郵送による申請も可能とする。紙で申請を受け付けた場合は、受託者がアプリへ申請内容（会社名・代表者・連絡先等）を入力し、申請書類については、pdf化させ、アプリ上にアップロードし管理すること。なお、アプリの運用については、別記1「奈良スーパーアプリについて」により実施すること。なお、アプリの申請フォームは協議会で作成する。
- ②申請及び実績報告の審査について、受託者はチェックリスト（様式任意）を作成・使用し、全ての書類における記載内容が適正であることを確認すること。また、交付要綱等を確認のうえ、補助要件を満たすことを確認すること。なお、申請のデータについては、アプリにて、申請1件ごとにアカウント登録情報（会社名・代表者・連絡先等）やフォームに入力された内容が一行になった情報をCSVファイル形式で全件出力することが可能である。
- ③書類に不備がある場合には、アプリの電子申請機能により、申請者へ差し戻し、再提出の依頼、不備の修正依頼をする。なお、アプリにより修正等依頼が来ていることを、アプリにて申請者の登録メールアドレスに自動にお知らせする設定も可能。また、必要な場合は申請者に架電等で再提出の依頼、不備の修正依頼を行うこと。
- ④受託者において審査が完了した申請書について、速やかにアプリを通じて協議会に提出すること。
（受託者において、協議会担当者へ確認依頼ボタンを押下すれば即時共有することができる。）
- ⑤操作研修
本業務のキーマン/キーマンとなる従事者に対する操作研修をキャンペーン開始前に実施すること。また、アプリの操作に関して疑義が発生した場合、運用支援を行うこと。
- ⑥アプリについては、委託期間中、不具合により申請に支障をきたすことの無いよう、適切に管理運営を行うこと。また、万が一、不具合が生じた場合には、原因を早急に特定のうえ復旧を図ること。

（4）「申請者受付簿」及び「月次報告書」等の作成・提出

- ①申請書の受理及び審査が終了した際は当該申請者に対する補助に必要な情報等を取りまとめた「申請者受付簿」に記載し、適宜協議会に提出すること。
- ②毎月末に問い合わせ件数、申請受付件数、申請受付総額、審査完了件数、補助総額等の当月の業務の進捗状況を取りまとめた「月次報告書（任意様式）」を作成のうえ、翌月5日までに協議会に提出す

ること。令和8年2月に処理があった場合は、事務局最終日である令和8年2月27日の3日後までに協議会に提出すること。

なお、①～②の作成にあたっては、アプリによる CSV ファイル形式の出力機能を活用して作成可能。

③②に定める月次報告書のほか、業務の進捗把握に必要となるデータや、個々の申請者の申請内容等の情報について、協議会から求めがあったときは、受託者は速やかに対応すること。

(5) 奈良県ホームページ内の本補助金サイトの構築等の補助

①本事業に関する WEB サイトを奈良県ホームページ内に作成するにあたり、受託者は委託契約締結後、14日以内にページ作成に係るコンテンツ（テキスト、写真等）を協議会に提供すること。コンテンツは、申請者に最後まで読んでもらえるよう、分量や見出しを工夫し、内容が分かりやすいように作成すること。

②WEB サイトにおいて、補助申請者等が問い合わせ可能な体制を整えること。

③WEB サイトにおいて、補助金概要、申請方法、申請様式を掲載すること。また、よくある質問、不備事例を随時更新し掲載するための資料を提供すること。

④コンテンツの一つとして、協議会が指定する過去のデジならキャンペーン補助金利用者からヒアリングを行い、デジタルツールの活用方法、導入効果等についてのインタビュー記事を作成すること。
なお、インタビューの提出時期は協議会と協議の上で決定する。

⑤その他、キャンペーンの利用促進に繋がるコンテンツを作成すること。

(6) 事業周知、広報活動協力

次に掲げるキャンペーン広報を実施すること。また、より多くの者からの申込が行われるよう効果的な広報を実施すること。

①受託者は委託契約締結後、14日以内に印刷物（チラシ）の作成、配布等により事業の周知を行うこと。なお、チラシはA4、1枚の両面カラー刷りとして作成し、印刷枚数は最低10,000枚とする。

②協議会は別途、広報（メールマガジン、奈良県 SNS 等）を実施する。実施にあたり（6）①のチラシデータを協議会へ提供する等、協議会の広報活動に協力すること。

③その他、効果的な広報・周知

(7) 研修の実施

①本事業に従事する者に対し、問合せへの円滑な対応に必要な知識や情報、技能等の習得や、個人情報情報の取り扱いに関する研修を実施すること。

②事務局運営マニュアル

業務全体に係る事務局運営マニュアルは以下の要求によりキャンペーンが開始されるまでに作成、納入すること。

（ア）必要に応じて表・図等を用いて、分かり易いものとする。

（イ）業務の流れに沿ったものを作成すること。

③研修の実施にかかる費用は、すべて委託料の中で対応すること。

8. 業務内容等（導入支援）

(1) 面談受付

①キャンペーンの面談申込みはアプリを利用した申込フォーム又は専用ダイヤルを用いて受け付ける。

②小規模事業者等から面談を受け付けた際は「面談受付簿」に記載し、適宜協議会に提出すること。

③その他、業務の進捗把握に必要となるデータや、個々の事業者の面談内容等の情報について、協議会から求めがあったときは、受託者は速やかに対応すること。

(2) 専門家派遣業務、専門家の業務内容

①面談業務

専門家は、8(1)で申込みのあった小規模事業者等に対して経営課題等を聞き取り、デジタルツール導入のための面談を実施し、適切なデジタルツールを提案すること。なお、受託者は業務の実施にあたっては、以下に示す(ア)～(ウ)に留意すること。

(ア) 面談は原則として2回とし、1回目は課題特定およびサービス提案、2回目は具体的なデジタルツールの提案(見積書等)および運用の相談を行う。ただし、補助金利用者の状況に応じて、面談回数や内容を柔軟に調整できるものとする。

(イ) 提案に際しては、十分な公平性を確保し、継続的な導入効果が期待できる商品を検討した上で行うこと。なお、受託者が提供する商品を提案する場合は、協議会と受託者が協議を行い、協議会の承認を得たうえで決定すること。

(ウ) 小規模事業者等から導入を希望するデジタルツールの提示がある場合には、その小規模事業者等に適したデジタルツールであるかを検討し、8(3)①(オ)提案したデジタルツールとして報告すること。

②実施体制

(ア) 面談・デジタルツール提案業務を行う専門家は、当該業務について十分な知識と経験を保有し、下表のいずれかの資格を有するものが行うこと。

(イ) 当該事業を実施する専門家と保有資格、担当事業者について、協議会担当者も把握できる措置をとること。

中小企業支援法に基づく中小企業診断士
職業能力開発促進法に基づくウェブデザインの職種の技能検定の合格者
情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理安全確保支援士
情報処理の促進に関する法律に基づく情報処理技術者試験 (システム監査技術者試験、ITサービスマネージャ試験、エンベデットシステムスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリスト試験、プロジェクトマネージャ試験、システムアーキテクト試験、ITストラテジスト試験、応用情報技術者試験、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験、ITパスポート試験等)の合格者 ※試験制度発足から全ての試験を対象
技術士法に基づく情報工学部門の技術士または技術士補
ITコーディネータ

(3) 報告

①報告業務

受託者は前項①が完了したとき、小規模事業者等に対し、補助金について情報提供をすると共に、協議会に対して面談の終了日から10日以内に次の内容が記載された報告書を提出すること。報告書の内容は協議会と協議の上で決定すること。

(ア) 担当者専門家氏名

(イ) 面談日

- (ウ) 面談事業者情報
- (エ) 面談内容
- (オ) 提案したデジタルツール
- (カ) その他、会長が必要と認める事項

②調査

協議会は必要がある場合は、受託者に対して面談の実施状況に対して調査し又は報告を求めることができる。

(4) 補助金利用意向調査

- ①面談を終えた事業者を対象として、補助金の利用意向、申請時期、利用しない理由等を調査し、「意向調査報告書（任意様式）」を作成のうえ、協議会へ報告すること。なお、調査の内容は協議会と協議の上で決定すること。
- ②調査は、原則としてキャンペーンの開始日から起算して2ヵ月毎に実施する。「意向調査報告書」は、調査実施月の翌月10日までに提出すること。

9. 業務内容等（共通）

(1) その他

①データの保管

受託者は、協議会から委託された業務に要した経費について、帳簿及び領収書等の証憑書類を整理し、他の経費と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

なお、受託者は、帳簿及び領収書等の証憑書類を、契約を完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するとともに、会長の要求があったときは、直ちにこれを提出しなければならない。

②データの廃棄

受託者は協議会から委託された業務の契約期間が終了した場合は、小規模事業者等へデジタルツール導入支援等支援を実施により取得した企業情報については、速やかに廃棄しなければならない。

10. 本業務に基づく成果物

作業フェーズ	成果物	提出日
共通	完了報告・実績報告書	業務完了時
	キャンペーンに関する分析データ 面談を実施したキャンペーン利用者の 経営課題やデジタルツールのニーズを 分析したもの。	業務完了時
事務局運営	事務局運営マニュアル	協議の上、設定
	Web サイト作成に係るコンテンツ	契約締結後、14日以内
	問い合わせ Q&A	協議の上、設定
	対応記録表	協議の上、設定
	月次報告書	毎月末
	申請者受付簿	協議の上、設定
	面談報告書	協議の上、設定
	面談受付簿	協議の上、設定
	意向調査報告書	調査実施月の翌月10日まで

11. 著作権の帰属

この委託業務の実施により生じる著作権は、協議会に帰属する。

12. 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、本件業務実施中に生じる全ての成果品を、協議会の許可なく二次利用してはならない。また、本件業務中に知り得た事項を第三者に漏洩し、または、開示してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

13. 個人情報の保護

受託者は、個人情報の保護の重要性を認識し、奈良県個人情報保護条例のほか、奈良県個人情報取扱事務委託基準に定める別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

14. その他事項

- (1) 事業実績報告書の詳細は協議会と協議の上で決定すること。
- (2) 協議会が、経過報告を求めた場合は、遅滞なく応じること。
- (3) 本仕様書に記載されていない事項については、協議会の指示に従うこと。また、業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度協議を行う。
- (4) 別記3の「奈良県公契約条例に関する事項」を遵守すること。
- (5) 本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別記4の「情報セキュリティに係る特記事項」については留意すること。

奈良スーパーアプリについて

受託者は、6. フロー図の範囲において奈良スーパーアプリ（以下「アプリ」という。）を活用し、申請受付、管理、審査等の事務局業務を実施すること。

1. アプリの利用・ライセンス等

- (1) 県は、受託者がアプリを利用するために必要なライセンス（以下「ライセンス」という。）を、受託者からの申し出に基づいて協議会が認める数を用意する。
- (2) 受託者は、アプリの利用者1名につきライセンス1つを使用するものとする。
- (3) 受託者が、アプリを利用する際は、デバイス証明書が発行されていてデバイス管理ソリューションによって管理されているデバイス（以下「信頼できるデバイス」という。）と VPN や Zero Trust Network Access 製品などのネットワークアクセステクノロジーを介して接続されるネットワーク（以下「信頼できるネットワーク」という。）の組み合わせを使用するものとする。
- (4) 前項の信頼できるデバイスと信頼できるネットワークの組み合わせを使用できない場合は、Salesforce における MFA（多要素認証）を実現するため、別途示す設定マニュアル等による方法により登録されたセキュリティキーを使用することとする。
- (5) 前項のセキュリティキーが必要な場合は受託者が準備すること。

2. 情報セキュリティ

・奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別記 4 「情報セキュリティに係る特記事項」について留意すること。

・個人情報に関する取扱い

- (1) 個人情報の取扱いについて、受託者は、本業務を受託するにあたり、別記 2 「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 本業務にて利用する個人情報については、その必要性を充分検討し、必要最小限にするとともに、個人の権利及び利益を侵害することのないよう配慮すること。
- (3) 本業務にて利用する個人情報については、当該個人情報を正確なものに保つよう努めなければならない。
- (4) 本業務にて利用する個人情報については、過誤等のあるときは、本人の請求に基づき削除または訂正が出来るものとする。
- (5) 個人情報については収集から廃棄に至るまで適切に取り扱うものとする。
- (6) 上記に定めるもの以外については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び奈良県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 12 月奈良県条例第 19 号）に基づき取り扱うものとする。

3. 責任体制の整備

- (1) 乙は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。
- (2) 乙は、個人情報の保護に関する誓約書（別紙 1）を提出しなければならない。

- (3) 乙は、全ての作業責任者及び作業従事者に対して、個人情報保護に関する誓約書（別紙2）を提出させるとともに、その誓約書の写しを甲に提出しなければならない。

4. データファイル等の帰属権

- (1) 業務に関する情報が記録された記録媒体の内容をなす一切の情報は、業務を処理するため県が提供した県の情報であって、受託者はその内容を侵す一切の行為をしてはならない。
- (2) 県及び受託者は、業務に関する全ての情報の記録等、業務遂行の結果生じた全ての情報は県の所有に係ることを確認する。
- (3) 受託者は、この契約の履行による成果物及び記録媒体等の全てについて、第三者の著作権、特許権その他の権利を侵してはならない。

5. アプリ利用にあたる注意事項

(1) 紙申請の取扱

- ・紙で申請を受け付けた場合、受託者がアプリへ申請内容を入力すること。また、申請書類については、pdf 化させ、アプリ上にアップロードし管理すること。

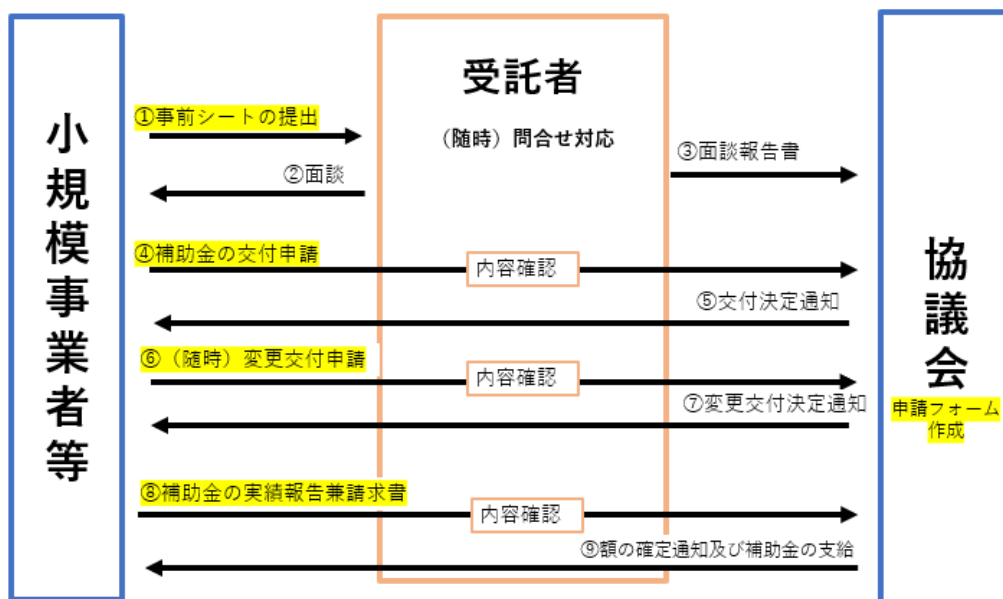
(2) 最終決裁権限

- ・アプリにおける業務フロー最終決裁権限者は協議会長（奈良県産業部経営支援課長（情報セキュリティ責任者））に設定すること。

(3) その他

- ・その他、アプリ利用に関する運営事項については、協議会と協議すること。
- ・県から、アプリ汎用申請に関するマニュアルを貸与する。

6. フロー図 （受託者がアプリを活用する部分）



個人情報の保護に関する誓約書

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会長 殿

デジならキャンペーンデジタルツール導入支援業務の受託に際し、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等並びに本特記仕様を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、協議会の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。指定管理期間終了後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 本件業務に従事する全ての者に対し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のための必要な措置を徹底させます。
- 4 万一、当社が本件業務に従事させる者若しくは従事させていた者が、法令等及び本件協定に違反し、協議会、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第176条以下（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日
住 所
法人名
代表者名

印

(裏面)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体の代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

個人情報の保護に関する誓約書

(事業者名)

デジならキャンペーンデジタルツール導入支援業務に従事するにあたり、下記の事項を誓約します。

記

- 1 法令及び奈良県の条例、規則、規程等並びに本特記仕様を遵守し、個人情報の適正管理のために必要な措置を講じます。
- 2 本件業務において直接若しくは間接に知り得た個人情報は、正当な理由がある場合を除き、本件業務の目的以外で使用し、又は第三者に提供しません。また、協議会の事前承諾が得られた範囲を超えて、個人情報を複製又は複写しません。本件業務従事後も同様にこれらの行為を行いません。
- 3 個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに個人情報の適正管理のために必要な措置を徹底して行います。
- 4 万一、法令等及び本件協定に違反し、協議会、奈良県民等に損害を与えたときは、その一切の損害の賠償責任を負います。
- 5 本件業務において直接又は間接に知り得た個人情報を正当な理由なく外部に提供したり、盗用する等の行為を行ったときは、個人情報の保護に関する法律第176条以下（裏面のとおり）に規定する刑事責任を負います。

以上

令和 年 月 日

氏名

印

本誓約書の写しを協議会に提供することについて同意します。

氏名

印

(裏面)

個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

第八章 罰則

第百七十六条 行政機関等の職員若しくは職員であつた者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十七条 第百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体に代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであつた者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。

第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑

二 第百八十二条 同条の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

個人情報取扱特記事項

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、個人情報の取扱いについて、次のとおり「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

（収集の制限）

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

（目的外利用・提供の禁止）

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、滅失及びき損の防止）

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（従事者の監督）

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

（複写又は複製の禁止）

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止）

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

奈良県公契約条例に関する事項

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行にあたり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

情報セキュリティに係る特記事項

奈良県小規模事業者等デジタル化推進協議会（以下「甲」という。）と受託者（以下「乙」という。）とは、本業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

（認定・認証制度の適用）

第1 個人情報等を取り扱う場合、ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していることを明示すること。

（情報へのアクセス範囲等）

第2 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること。（どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること。）

（再委託先の情報セキュリティ）

第3 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていること。（再委託先が ISO/IEC27001、ISMS 認証またはプライバシーマーク等の第三者認証を取得していること。）を明示すること。

（情報セキュリティ事故発生時の対応）

第4 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと。

（電子メール利用時の遵守事項）

第5 インターネットメール送信時には、送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること。
また、外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること。

（郵便等利用時の遵守事項）

第6 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること。

（コンピュータウイルス等の不正プログラム対策）

第7 協議会の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること。
2 協議会の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用する OS やソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと。

（情報の持ち出し管理）

第 8 仕様書等で定める場合を除き、協議会の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること。

(契約満了時のデータ消去)

第 9 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること。

(準拠法・裁判管轄)

第 10 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること。

(契約満了時のアカウント削除)

第 11 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること。